

大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等 における感染予防支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 府は、障がい福祉サービス事業所・施設等が、新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、衛生用品等の購入に必要な経費を支援し、予算の定めるところにより、大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、障がい福祉サービス事業所・施設等に対し、必要な経費を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業等)

第2条 補助金の補助事業、補助対象事業所、対象経費及び補助額等は別記のとおりとする。

2 補助金の額の算定に当たって千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請及び実績報告)

第3条 規則第4条第1項の規定による申請及び規則第12条の規定による実績報告については、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

- (1)大阪府新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス事業所・施設等における感染予防支援事業補助金交付申請書(兼実績報告書)(様式第1号)
- (2)その他知事が必要と認める書類

(経費等の内容変更等)

第4条 規則第6条第1項第1号及び第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の総額に対して20%以内の増減を伴う経費の配分又は事業内容の変更とする。

(交付の条件)

第5条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1)補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産(以下「補助事業により取得等した財産」という。)については、知事が定める期間(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定に基づき定められた「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間」(平成20年厚生労働省告示第384号)による期間をいう。以下同じ。)を経過するまで知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄しないこと。
- (2)規則第19条の規定により知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を大阪府に納付させることがある。
- (3)補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (4)補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第2号)により速やかに知事に報告すること。なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を大阪府に納付すること。
- (5)補助事業者は、補助金と補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及

び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(変更交付の申請)

第6条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して交付申請等を行う場合には、あらかじめ知事と協議の上、第3条の規定に準じて、速やかに行うものとする。

(申請の取下げ)

第7条 補助金の交付の申請をした者は、規則第7条の規定による通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請書を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、第3条により提出を受けた場合は、当該報告書等を審査し必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 知事は、前条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。

(立入調査)

第10条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があると認められるときは、補助金の交付決定を受けた事業者に対して、必要な事項を報告させ、又は、本府職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の返還等)

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者が、次の(1)から(4)のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、期限を定めて当該取り消しに係る部分の補助金の返還を命ずることがある。

(1)補助金の交付決定にあたり、規則第6条第2項の規定により知事が付した条件を順守しなかったとき

(2)正当な理由なく補助金の検査等を拒否したとき

(3)補助に関する帳簿、証拠書類、台帳の不備があった時とき

(4)虚偽の申請その他の不正な方法によって補助金の交付を受けたことが明らかになったとき

(他の補助金等との重複の禁止)

第12条 補助事業者は、この補助事業により補助金の交付を受けた対象経費について、他の補助事業等から重複して補助金等の交付を受けてはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年5月23日から施行し、令和4年5月1日から適用する。

別記

補助金の補助事業、補助対象事業所、対象経費及び補助額等

感染予防対策を継続的に行うための衛生用品等を購入した障がい福祉サービス事業所・施設等に対して必要な経費の支援を行う。(政令市、中核市に所在地のある事業所等を含む)

1. 対象となる事業所・施設

1. 対象事業所・施設等(※1、2)		2. 基準単価(千円)	3. 単位	4. 補助対象額	5. 補助率
療養介護(※3)	40人以下	20	事業所	補助対象経費 (3.のとおり)の 実支出額から寄 附金その他の収 入額を控除した 額)	予算の範囲内で別 に定める
	41人～60人	30	事業所		
	61人以上	40	事業所		
生活介護		14	事業所		
自立訓練(機能訓練)		7	事業所		
自立訓練(生活訓練)		7	事業所		
就労移行支援		7	事業所		
就労継続支援A型		7	事業所		
就労継続支援B型		7	事業所		
就労定着支援		3	事業所		
自立生活援助		3	事業所		
児童発達支援		7	事業所		
医療型児童発達支援		7	事業所		
放課後等デイサービス		7	事業所		
短期入所(※5)		7	事業所		
施設入所支援(※3、5)	40人以下	20	事業所		
	41人～60人	30	事業所		
	61人以上	40	事業所		
共同生活援助(介護サービス包括型)(※5)		7	事業所		
共同生活援助(日中サービス支援型)(※5)		7	事業所		
共同生活援助(外部サービス利用型)(※5)		7	事業所		
福祉型障がい児 入所施設(※3、5)	40人以下	20	事業所		
	41人～60人	30	事業所		
	61人以上	40	事業所		
医療型障がい児 入所施設(※3、5)	40人以下	20	事業所		
	41人～60人	30	事業所		
	61人以上	40	事業所		
居宅介護		3	事業所		
重度訪問介護		3	事業所		
同行援護		3	事業所		
行動援護		3	事業所		
居宅訪問型児童発達支援		3	事業所		
保育所等訪問支援		3	事業所		
計画相談支援		3	事業所		
地域移行支援		3	事業所		
地域定着支援		3	事業所		
障がい児相談支援		3	事業所		

- ※1 事業所等については、令和4年5月1日から同年7月31日までの間に指定を受けている事業所等とし、休業中のものを含む。
- ※2 多機能型事業所を含め、複数サービスを実施している事業所は、該当するそれぞれのサービスについて基準単価まで助成することができる。
- ※3 療養介護、施設入所支援、福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設の定員については、助成の申請時点で判断する。
- ※4 以下に掲げる事業所等であって、令和4年度介護サービス事業所・施設等における感染予防支援事業の補助金交付を受ける場合は、本事業の対象としない。
 - ・療養介護、同行援護(基準該当含む)、自立訓練(生活訓練)(共生型・基準該当)、医療型児童発達支援、行動援護(基準該当含む)、児童発達支援(共生型・基準該当)、医療型障害児入所施設、生活介護(共生型・基準該当)、放課後等デイサービス(共生型・基準該当)、居宅介護(共生型・基準該当含む)、短期入所(共生型・基準該当)、重度訪問介護(共生型・基準該当含む)、自立訓練(機能訓練)(共生型・基準該当)
- ※5 短期入所、施設入所支援、共同生活援助(介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型)、福祉型障がい児入所施設及び医療型障がい児入所施設が、ポータブルトイレを購入した場合は、購入に要した実支出額の1,000円未満の端数を切り捨てた額と15,000円とを比較して少ない方の額を2. 基準単価に加算し、補助上限額とする。

2. 対象経費

令和4年5月1日から7月31日までの以下の衛生用品及び備品の購入費用

衛生用品: マスク、消毒液、個人防護具、抗原定性検査キット等

備品: パーテーション、パルスオキシメーター、空気清浄機、CO2 センサー、ポータブルトイレ